

必ず健保組合に届け出よう

第三者行為で保険証を使用したとき

第三者（他人）の行為によって病気やけがをしたときの医療費は、本来加害者が支払うべきものです。このような場合に保険証を使って治療を受けたときは、健保組合は医療費を一時的に立て替えるだけで、後から加害者に請求することになります。保険証を使って治療を受けた場合は、健保組合に必ず連絡し、すみやかに必要書類の提出をお願いします。

事故にあってしまったら…

1 警察に連絡し、加害者を確認

どんなに小さな事故でもまずは警察に連絡を。その後、加害者の氏名・住所・連絡先などを、各種身分証明書で確認しましょう。

自転車にぶつかられて
けがをしたとき

任意保険の加入の有無などの
確認を！

他人のペットに噛まれて
けがをしたとき

ペットがワクチンを受けているか、
病気をもっていないかの確認を！

自動車事故でけがをしたとき

車種・ナンバー・任意保険加入の有無などを
車検証、損害保険の保険証などで確認を！

2 早めに医療機関を受診する

脳や骨などに損傷を受けていることもあります。早めに医療機関を受診し、診断書・領収証をもらっておきましょう。

3 保険証を使用したら健保組合へすみやかに提出

健保組合へ連絡し、「第三者行為による傷病届」「交通事故証明書」などをすみやかに提出してください。

次のような場合も第三者行為です

- ◆ 飲食店で食中毒にあったとき
- ◆ 他人の落下物によってけがをしたとき
- ◆ 不当な暴力を受けてけがをしたとき
- ◆ 運動中に他人の不注意でけがをしたとき
- ◆ お店などの設備の欠陥でけがをしたとき

注意！

示談の前に健保組合に必ず連絡を！

加害者との話し合いで示談をしてしまうと、健保組合から加害者に請求するべき費用を請求できなくなる場合があります。また、自動車事故には後遺障害の危険があります。示談の前には必ず健保組合へ連絡しましょう。

業務中や通勤時にけがをしたときは、労災保険（労働者災害補償保険）が適用されます。健康保険を使うことはできませんのでご注意ください。